

別表 1（第 4 条関係）

交付対象者	対象事業	対象設備	補助要件	補助率	対象経費
第 3 条第 1 項第 1 号に規定する交付対象者	国要領別紙 1 の 2 アに規定する再エネ設備整備	太陽光発電設備	国要領別紙 1 の交付要件のとおり ただし、太陽光発電設備の設備費及び設置工事費の合計額の発電出力(キロワットを単位とし、太陽電池モジュールの日本産業規格等に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力合計値のいずれか低い方をいい、小数点以下を切り捨てる。) の1キロワット当たりの単価が 350,000円未満であるもの	3 分の 2	国要領別表第 1 のとおり
	国要領別紙 1 の 2 イに規定する基盤インフラ整備	蓄電池	国要領別紙 1 の交付要件のとおり ただし、定格容量1キロワットアワー当たりの単価が 200,000円未満であるもの		
第 3 条第 1 項第 2 号に規定する交付対象者	国要領別紙 1 の 2 ウに規定する省CO2等設備整備	高効率照明機器	国要領別紙 1 の交付要件のとおり ただし、1 施設当たり 20,000 千円を上限とする。		